様式1-3

「直方市文化施設指定管理者募集」に係る共同事業体協定書（案）

（目　的）

第１条　当共同事業体は、「ユメニティのおがた、直方市立図書館、直方市美術館（美術館収蔵庫を含む。）、直方市美術館別館、直方歳時館、直方市石炭記念館（以下して「直方市文化施設」という。）」の管理、運営を共同連帯して営むことを目的とする。

（名　称）

第２条　当共同事業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同事業体（以下「当事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、直方市文化施設を管理、運営する指定期間の満了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　直方市文化施設の指定管理者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、直方市文化施設の指定管理者が直方市議会において議決された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　所　在　地

　　　　　会　社　名

所　在　地

　　　　　会　社　名

所　在　地

　　　　　会　社　名

（代表者の名称）

第６条　当事業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、直方市文化施設の管理、運営に関し、当事業体を代表して、直方市及び直方市教育委員会と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理運営費の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、直方市文化施設の管理運営業務内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、直方市文化施設の管理、運営にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、直方市文化施設の管理、運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当事業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当事業体は、年度ごとに決算するものとする。

（利益金の配当）

第13条　決算の結果、利益が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金）

第14条　決算の結果、欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担する。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（共同事業体結成後における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、直方市、直方市教育委員会及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間が満了するまで脱退することができない。

２　構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、直方市及び直方市教育委員会の承認があるときは、残存構成員が共同連帯して直方市文化施設の管理運営業務を遂行するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から、構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当事業体は、構成員のいずれかが直方市文化施設の管理運営業務の途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び直方市及び直方市教育委員会の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（共同事業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等）

第18条　構成員のうちいずれかが共同事業体結成後において破産し、又は解散した場合には、第16条第２項から第５項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退もしくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、直方市、直方市教育委員会及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

（構成員の加入）

第20条　第16条又は第17条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、直方市及び直方市教育委員会の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

２　前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第16条第３項（前条第１項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第８条の規定により従前有していた出資比率とする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第21条　当事業体が解散した後においても、直方市文化施設の管理、運営につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（構成員の業務分担）

第22条　各構成員の業務分担は、別紙「業務分担表」のとおりとする。

（協定書に定めのない事項）

第22条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　外　社は、上記のとおり

共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員

が記名捺印して各自所持するとともに１通を直方市教育委員会に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

共同事業体の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同事業体

　　　　　　　会　社　名

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

会　社　名

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

会　社　名

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印